資料３

専門委員会における検討状況について

公共交通機関の施設に関する検討

１　概要

国土交通省は、平成30年3月にバリアフリー法（※１）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準の見直しを行いました。それに伴い、整備基準を解説する「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[公共交通機関の施設編]（以下「交通マニュアル」といいます。）の見直しを行っています。

※１高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

２　検討方法

・推進会議の下部組織として専門委員会を設置し、検討しています。

・専門委員会の一部の委員により作業部会を開催し、交通マニュアルを検討しています。

・作業部会開催の都度、専門委員会の委員に意見照会を行っています。

|  |
| --- |
| 作業部会メンバー　※敬称略 |
| 大原　一興　（学識 / 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院　教授） |
| 川内　美彦　（学識 / アクセスプロジェクト　主宰） |
| 橋本　美芽　（学識 / 東京都立大学大学院人間健康科学研究科　准教授） |
| 西村　　顕　（学識 / 横浜市総合リハビリテーションセンター研究開発課　主任） |

３　専門委員会、作業部会の開催状況（書面開催）

(1) 専門委員会

令和元年度第４回（令和２年２月27日（木））

　　 検討内容：交通マニュアルの検討方法、スケジュール

(2) 作業部会

　　ア　第１回作業部会（令和２年５月29日（金））

　　　　検討内容：便所

　　イ　第２回作業部会（令和２年７月６日（月））

　　　　　検討内容：バリアフリールート、出入口、通路、改札口、階段、傾斜路、手すり,

エレベーター、駅のホーム、視覚設備

　　　ウ　第３回作業部会（令和２年８月11日（火））

　　　　　検討内容：総論、案内表示、バス停、タクシー乗り場、聴覚設備、警報設備　等

４　今後のスケジュール（予定）

　　９月下旬　専門委員会

　　　　　　　 検討内容：交通マニュアル　素案（案）

　　10月下旬　推進会議への意見照会

　　　　　　　 検討内容：交通マニュアル　素案

　　11月頃　　意見公募（交通マニュアル）

　　12月頃　　第46回推進会議

　　２月　　　 改正整備基準　施行、改正交通マニュアル　発行

建築物に関する検討

１　概要

平成24年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなっています。ついては、運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部改正及び施設整備マニュアル[建築物編]（以下「建築物マニュアル」といいます。）の一部改正を行います。

２　検討方法

　　推進会議の下部組織として専門委員会を設置し、検討しています。

３　専門委員会の開催状況（書面開催）

　　令和２年２月27日（木）に専門委員会を開催しました。

検討内容：敷地内の通路、駐車場、廊下等、便所、ホテル又は旅館の客室

４　今後のスケジュール（予定）

　　10月頃　専門委員会

　　12月頃　第46回推進会議

　　２月頃 　専門委員会

令和３年

　　６月頃　第47回推進会議

　　　　　　検討内容：改正整備基準　素案

　　７月頃　意見公募（整備基準）

　　９月頃　意見公募（建築物マニュアル）

　　　　　　改正整備基準　施行

　　12月頃　改正建築物マニュアル　発行